

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和7年9月14日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、23区の児童扶養手当（以下「本件手当」という。）の支給認定が甘く不正が放置されていること、また都は23区の本件手当運用を指導・監査する立場にあるにもかかわらず区を監査しないことが違法・不当であるとして、不正支給分の損害回復や運用改善等を求めるものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、違法・不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られている。）があると認める普通地方公共団体に対して損害補填の措置等を請求できるものであり、住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の財務会計上の行為に限られる。

本件手当について、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）によると、都道府県知事、区長、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、ひとり親家庭の父又は母等からの請求を受けて、その受給資格及び手当の額を認定し（同法第6条第1項）、当該認定を受けた者に対して支給することとされており、認定・支給権者は申請者の居住地に応じて異なるため、特別区の住民に対する本件手当の認定及び支給は、都知事ではなく区

長が行うものである。

本件請求は、第一に、特別区による本件手当の認定及び支給を、第二に、都による特別区に対する本件手当に係る監査の不作为を対象としているものと解される。このうち、第一の点については、特別区の行為であり、都の財務会計上の行為を対象としたものとはいえない。第二の点については、上記①から⑥までのいずれにも該当しないため、都の財務会計上の行為を対象としたものとはいえない。したがって、本件請求は、いずれの点においても、都に対する住民監査請求の対象とはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。